

米国関税措置に関する要請

2025年11月



米国関税措置に関する要請

米国による関税措置について、9月4日の大統領令により、日本からの輸入品に対する相互関税や裾野の広い産業である自動車・自動車部品に対する関税について、税負担軽減措置を適用の上で15%とすることや、世界貿易機関の協定に該当する航空機・航空機部品について、関税が課されないこととなった。また、既存のミニマムアクセス制度の枠内で米国からのコメの調達割合を増やすことなども日米両政府間で合意されているところである。一方で、鉄鋼・アルミニウム・銅への追加税率は50%のままとされている。

日本政府のこれまでの交渉の成果については評価するところであるが、一方で、相互関税などの15%という税率は従来と比較すると、依然として高い水準である。

本県から米国へ進出している企業は490拠点(2023年末)となっており、本県始め日本企業は、対米投資が最大で、雇用創出は第2位であるなど、米国経済に大きく貢献しており、こうした良好な日米経済関係を未来に向けて更に発展させていくべきであり、今般の関税措置は、こうした関係に影響を及ぼす恐れがある。

そのため、私は4月7日から11日間、米国のワシントンDC、テキサス州へ渡航し、今後の日米経済関係の発展について、米国上下院連邦議員やテキサス州アボット知事等16名に働きかけるとともに、その後もジョージ・グラス駐日米国大使を始め在日米国政府機関や米国州政府関係者へも同様に働きかけを行ってきたところである。

また、本県は、我が国の基幹産業である自動車産業を始め航空宇宙、工作機械、ロボット産業など幅広い産業が集積し、製造品出荷額等は47年連続日本一となるなど、日本経済・産業の屋台骨を支えてきた。

更に、全国有数の農業県でもあり、特に、米国向けには本県の特産品である抹茶を輸出するなど、農林水産物の輸出拡大に取り組んでいる。

本県が8月に実施した米国関税措置による実態・影響調査では、約2割の企業にマイナスの影響が見込まれ、このうち、約8割が1年以内に影響が出る、また約7割が利益への下振れ圧力があると回答している。

本県としては、こうした調査などによる現場の声を踏まえ、県内産業を支える事業者の事業継続や競争力の強化のために万全の措置を講じることとしており、「愛知県米国関税対策本部」において決定した「米国の関税措置に対する愛知県の緊急対策パッケージ」に基づき、中小・中堅企業向けの相談窓口の拡充や、経営課題解決に向けた専門家派遣の無料化、資金繰り支援の拡充、新規事業開発、販路開拓支援、価格転嫁・取引適正化の推進、情報発信の強化などの支援策に着実に取り組んでいるところである。

本県では、引き続き日本経済を牽引する存在として、こうした実効性のある対策を迅速かつ的確に取り組んでいくが、対米輸出の減少などを通じて広く経済に悪影響が及び、長期化することになれば、雇用縮小や賃上げの見送りといった企業行動に繋がりがねず、県民の安定した生活を脅かすなど、社会全体への影響は避けられないものとなる。

そのため、国においては、より一層、関係省庁による緊密な連携・協力を図るとともに、次の事項について特段の措置が早急に講じられるよう要請する。

1 関税措置の見直し等に向けた米国との交渉

自由貿易体制の維持に向け、日本企業の投資や雇用創出による米国経済への貢献がどの国よりも大きいことを十分に説明するとともに、良好な日米経済関係を未来に向けて更に発展していくべきとの姿勢で、機会を捉えて関税措置の見直しを引き続き粘り強く求めること。

2 事業者の状況に応じた支援策の展開

- (1) 今般の関税措置による日本経済への影響等について分析し、逐次、情報提供するとともに、それを踏まえて、地方が実情に応じたきめ細かな支援策を展開できるよう対策を講じること。
- (2) 従来の関税率から上がる影響を踏まえ、特に影響の大きい自動車産業を始めとする製造業や、流通業、農林水産業など、今般の関税措置の影響を受ける中小・中堅企業等を始めとしたすべての事業者が安心して事業継続できるよう、多様な経営サポートや資金繰りへの支援など、ニーズに応じたあらゆる手立てを状況に合わせて機動的に講じること。

また、関税の影響が長期化・深刻化する事態となる場合には、躊躇なく需要喚起策等の措置を講じること。

- (3) 今般の関税措置に伴うコスト負担等を発注事業者が受注事業者に一方向的に押し付ける等の行為により、取引適正化の取組が阻害されないよう、また、これまで進めてきた適切な価格転嫁の取組が継続されるよう、実効性のある措置を講ずること。

- (4) 農林水産物の輸出に力を入れている産地の成長を妨げることがないように必要な対策を講じること。また、農林水産業等に及ぼす影響を十分に勘案した上、これまでの輸入のルールを堅持し、農林水産物に対する万全な国境措置の確保等、国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じること。

3 日本経済の発展を見据えた対策

- (1) 今般の関税措置による社会構造の変化にも対応しうよう、経済・エネルギー安全保障や食料安全保障を強固なものとするための取組を推進すること。
- (2) 社会経済の外的な要因がある中においても、地方経済が持続的に発展し、我が国の経済全体を強力に支える経済構造にしていくため、DX等を活用したイノベーションを通じて地方の特性や資源を生かした高付加価値型の産業・事業の創出、強化を図るとともに、新たな国内外の販路開拓・拡大の支援を行うなど、企業変革を促す抜本的な対策を講じること。

2025年11月

愛知県知事 大村 秀章